

○福島県補助金等の交付等に関する規則

昭和四十五年十月二十七日

福島県規則第百七号

改正 平成一二年四月一日規則第七二号

福島県補助金等の交付等に関する規則をここに公布する。

福島県補助金等の交付等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて別に定めるものをいう。
- 二 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者等 補助事業等を行なう者をいう。
- 四 間接補助金等 次に掲げるものをいう。
 - ア 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアに規定する給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 五 間接補助事業等 前号アの給付金の交付又は同号イの資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 六 間接補助事業者等 間接補助事業等を行なう者をいう。

(関係者の責務)

第三条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行なうように努めなければならない。

2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第四条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他別に定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 補助事業等に係る収支予算書
- 二 その他別に定める書類

3 知事は、別に定めるところにより、第一項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

四 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。

五 その他別に定める事項

2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

3 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、補助金等に前二項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第九条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

- 二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなった場合
- 3 第七条の規定は、第一項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第十条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならず、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行なわせなければならない。

(状況報告又は調査)

第十一條 知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある。

(補助事業等の遂行の指示等)

第十二条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従つて補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第十三条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から二箇月以内で別に定める期日までに行なわなければならない。

(補助金等の額の確定)

第十四条 知事は、前条第一項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

- 2 第十三条第一項の規定は、前項の規定による指示に従つて行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前二項の規定は、第十四条の規定による補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、前条の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第十七条の二 補助事業者等は、第十六条第一項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に

達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五ペーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、第一項及び第四項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者等は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書にその補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及びその加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 第七条の規定は、第六項の規定による免除をした場合について準用する。

(平一二規則七二・追加)

(財産の処分の制限)

第十八条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第六条第一項第四号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
 - 二 機械及び重要な器具で別に定めるもの
 - 三 その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの
- 2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財産の全部又は一部が国が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制

限の期間と同じ期間とする。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十六年四月一日から施行し、昭和四十六年度分の補助金等から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 福島県木炭倉庫建設事業補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第五十号）
 - 二 福島県造林補助規則（昭和三十一年福島県規則第五十一号）
 - 三 福島県小団地開発整備事業費補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第七十号）
 - 四 福島県土地改良事業補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第八十五号）
 - 五 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第九十三号）
 - 六 國土調査事業補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第九十五号）
 - 七 福島県農山漁村建設総合対策費補助金交付規則（昭和三十一年福島県規則第百四号）
 - 八 自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金交付規則（昭和三十一年福島県規則第百七号）
 - 九 福島県開拓地耕土培養事業補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第七号）
 - 十 福島県農業共済団体等事務費補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第十二号）
 - 十一 福島県農用地集団化事業補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第十六号）
 - 十二 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第五十八号）
 - 十三 福島県森林病害虫等防除事業補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第六十七号）
 - 十四 福島県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第九十七号）
 - 十五 福島県漁業協同組合指導専任職員補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第一百一号）
 - 十六 福島県世帯更生資金貸付事業補助金交付規則（昭和三十二年福島県規則第百五号）
 - 十七 福島県農村青年建設班補助金交付規則（昭和三十三年福島県規則第十五号）

- 十八 福島県出資開拓農業協同組合職員設置費補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第三十五号)
- 十九 福島県探鉱掘進事業補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第五十七号)
- 二十 福島県農地開発公社に対する機械設備補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第八十八号)
- 二十一 福島県農地等災害復旧事業補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第九十七号)
- 二十二 昭和三十三年九月の台風により被害を受けた開拓農業者の種苗及び飼料の購入に要する費用に対する補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第九十八号)
- 二十三 福島県入植営農関係事業補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第百一号)
- 二十四 福島県輸出見本試作奨励補助金交付規則(昭和三十三年福島県規則第百二号)
- 二十五 福島県水産増殖事業補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第四号)
- 二十六 福島県認定職業訓練費補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第八号)
- 二十七 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則第二条第一項第二号及び第三号の規定による天災の指定に関する規則(昭和三十四年福島県規則第十三号)
- 二十八 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則第二条第一項第四号の規定による天災の指定に関する規則(昭和三十四年福島県規則第十四号)
- 二十九 福島県開拓事業補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第十六号)
- 三十 農機具導入資金の融通を図るための利子補給金交付規則(昭和三十四年福島県規則第二十四号)
- 三十一 福島県木炭出荷調整対策事業奨励金交付規則(昭和三十四年福島県規則第三十四号)
- 三十二 福島県農業会議に対する補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第四十四号)
- 三十三 農業委員会に対する補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第四十五号)
- 三十四 福島県海外移住奨励金補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第六十一号)
- 三十五 福島県農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金交付規則(昭和三十四年福島県規則第九十一号)
- 三十六 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則第二条第一項第二号の規定に基づく天災の指定に関する規則(昭和三十四年福島県規則第九十六号)
- 三十七 福島県消防施設整備費補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第一号)
- 三十八 福島県漁業協同組合合併奨励金補助規則(昭和三十五年福島県規則第五号)

- 三十九 福島県へき地農山漁村電気導入事業費補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第十六号)
- 四十 福島県農地等取得資金及び自作農維持資金借受農業者の組織する団体に対する補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第二十号)
- 四十一 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則に基づく補助金の額の特例に関する規則(昭和三十五年福島県規則第二十六号)
- 四十二 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則第二条第一項第四号の規定に基づく天災の指定に関する規則(昭和三十五年福島県規則第二十七号)
- 四十三 福島県入植施設災害復旧事業資金利子補給規則(昭和三十五年福島県規則第二十八号)
- 四十四 福島県入植施設災害復旧事業資金利子補給規則第二条の規定に基づく施設及び天災の指定に関する規則(昭和三十五年福島県規則第二十九号)
- 四十五 福島県統計教育研究補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第四十一号)
- 四十六 福島県開拓農業協同組合再建整備奨励金及び利子補給金交付規則(昭和三十五年福島県規則第五十三号)
- 四十七 福島県開拓農業協同組合の再建整備に要する資金の融通にかかる損失補償規則(昭和三十五年福島県規則第五十四号)
- 四十八 福島県小規模事業指導費補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第七十七号)
- 四十九 福島県海外移住事業補助金交付規則(昭和三十五年福島県規則第九十四号)
- 五十 福島県合併農業協同組合施設整備費補助金交付規則(昭和三十六年福島県規則第九十六号)
- 五十一 福島県立自然公園施設整備費補助金交付規則(昭和三十六年福島県規則第百五号)
- 五十二 福島県漁業協同組合整備促進補助金交付規則(昭和三十六年福島県規則第百十三号)
- 五十三 福島県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十六年福島県規則第百十四号)
- 五十四 昭和三十六年六月から十月までの天災についての天災による被害農業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用の特例に関する規則(昭和三十七年福島県規則第十三号)
- 五十五 昭和三十六年九月下旬及び十月の天災についての天災による被害農業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十七年福島県

規則第十六号)

五十六 昭和三十六年九月の風水害にかかる福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則に基づく補助金の額の特例に関する規則(昭和三十七年福島県規則第二十二号)

五十七 福島県開拓事業入植施設災害復旧事業補助金交付規則第二条第一項第四号の規定に基づく天災の指定に関する規則(昭和三十七年福島県規則第二十三号)

五十八 福島県防災建築街区造成促進規則(昭和三十七年福島県規則第二十八号)

五十九 福島県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年福島県規則第五十九号)

六十 福島県農業協同組合職員教育振興補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第六十四号)

六十一 福島県製炭業経営合理化促進事業補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第六十八号)

六十二 福島県職業訓練共同施設設置費補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第一百一号)

六十三 福島県開拓パイロット事業補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第百六号)

六十四 福島県せき悪林地改良事業補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第百二十二号)

六十五 福島県農業構造改善事業促進対策費補助金交付規則(昭和三十七年福島県規則第百三十七号)

六十六 福島県石炭鉱害復旧事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第十八号)

六十七 昭和三十七年発生干害応急対策にかかる開拓地飲用水施設事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第十九号)

六十八 福島県森林組合連合会振興対策事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第十四号)

六十九 福島県養蚕団地造成事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第六十八号)

七十 福島県へき地農山漁村小規模電気導入事業費補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第七十号)

七十一 福島県土壤水分確保対策事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第七十一号)

七十二 昭和三十八年一月から二月までの降雪についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十八年福

島県規則第七十八号)

七十三 昭和三十八年五月の降霜についての天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十八年福島県規則第七十九号)

七十四 福島県樹苗養成振興事業補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第九十九号)

七十五 福島県森林組合合併推進施設整備費補助金交付規則(昭和三十八年福島県規則第一百七十七号)

七十六 福島県有害獣駆除事業補助金交付規則(昭和三十九年福島県規則第七号)

七十七 昭和三十八年十月から昭和三十九年一月までの異常水温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十九年福島県規則第六十二号)

七十八 昭和三十九年四月の降霜等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十九年福島県規則第七十号)

七十九 福島県林道事業費補助金交付規則(昭和三十九年福島県規則第七十五号)

八十 福島県稚蚕共同飼育所設置事業補助金交付規則(昭和三十九年福島県規則第八十号)

八十一 農家経営自主促進資金の融通を図るための利子補給規則(昭和三十九年福島県規則第九十号)

八十二 昭和三十九年八月から十月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和三十九年福島県規則第一百十二号)

八十三 福島県開拓者離農助成金交付規則(昭和四十年福島県規則第三号)

八十四 学校法人等に対する補助金の交付に関する規則(昭和四十年福島県規則第十九号)

八十五 昭和四十年七月の降ひようについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十年福島県規則第九十四号)

八十六 福島県林業構造改善対策事業費補助金交付規則(昭和四十年福島県規則第一百一号)

八十七 福島県農業就業近代化対策事業費補助金交付規則(昭和四十年福島県規則第一百六

号)

八十八 昭和四十年七月の低温についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十年福島県規則第百十一号)

八十九 昭和四十年九月の降ひよう等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十年福島県規則第百十二号)

九十 昭和四十一年六月及び七月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十一年福島県規則第九十二号)

九十一 福島県振興山村農林漁業特別開発事業費補助金交付規則(昭和四十一年福島県規則第百二号)

九十二 昭和四十一年九月下旬の暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十二年福島県規則第七号)

九十三 福島県交通指導員設置費補助金交付規則(昭和四十二年福島県規則第三十七号)

九十四 農家等住宅建築資金の融通を図るための利子補給規則(昭和四十二年福島県規則第四十一号)

九十五 福島県市町村立小学校及び中学校宿直代行員及び日直代行員設置費補助金交付規則(昭和四十二年福島県規則第九十四号)

九十六 昭和四十二年五月から六月までの降ひようについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十二年福島県規則第百四号)

九十七 福島県家畜導入事業費補助金交付規則(昭和四十二年福島県規則第百十号)

九十八 昭和四十二年八月下旬の豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十二年福島県規則第百十六号)

九十九 昭和四十二年九月の長雨及び暴風雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十三年福島県規則第七号)

百 福島県林業就労態勢整備促進対策事業費補助金交付規則(昭和四十三年福島県規則第

八号)

百一 高速道路建設関連農林業対策事業費補助金交付規則(昭和四十三年福島県規則第三十号)

百二 昭和四十三年六月の降ひようについての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十三年福島県規則第九十一号)

百三 福島県狂犬病予防事業補助金交付規則(昭和四十三年福島県規則第百十号)

百四 福島県かんがい用水対策費補助金交付規則(昭和四十四年福島県規則第十六号)

百五 福島県土木事業補助金交付規則(昭和四十四年福島県規則第六十一号)

百六 昭和四十四年五月の降霜等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十四年福島県規則第七十号)

百七 福島県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年福島県規則第八十号)

百八 福島県里山再開発事業費補助金交付規則(昭和四十四年福島県規則第九十八号)

百九 昭和四十四年七月下旬から八月中旬までの豪雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十四年福島県規則第百十一号)

百十 福島県開拓農業協同組合解散事務費補助金交付規則(昭和四十五年福島県規則第二号)

百十一 昭和四十五年四月から七月中旬までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通を図るための補助金交付規則の適用に関する規則(昭和四十五年福島県規則第百六号)

3 昭和四十五年度分以前の補助金等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の規則の規定によりした昭和四十六年度分の補助金等に係る申請その他の行為でこの規則に相当の規定があるものは、この規則の相当の規定によりした申請その他の行為とみなす。

5 福島県納税貯蓄組合法施行規則(昭和三十五年福島県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その他納税貯蓄組合及び納税貯蓄組合連合会の助成」を削る。

第二条中「(第一号様式の二)」を「(第二号様式)」に改める。

第三条中「第二号様式」を「第三号様式」に改める。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条を第五条とする。

第三号様式を削り、第二号様式を第三号様式とし、第一号様式の二を第二号様式とする。

第四号様式中「（第7条）」を「（第4条）」に改める。

- 6　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）第十条第一項の規定に基づく昭和四十五年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年規則第七二号）

- 1　この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2　この規則の施行前に交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。